

# 令和 8 年度蒲郡市プレミアム付商品券発行事業実施要綱

蒲郡商工会議所

目 的 物価高騰に対して生活に影響を受けている市民や事業活動の影響を受けている事業者を支援し、市民への消費負担の軽減および地域経済の活性化に寄与することを目的とする

## (商品券に関する事項)

商品券名	令和 8 年度蒲郡市プレミアム付商品券
発行者	蒲郡商工会議所 但し、プレミアム付商品券の偽造等によるに損害、商品券の販売・換金等における事故については、蒲郡市、蒲郡商工会議所が連帯して責任を負う
発行総額	8 億円(プレミアム分 4 億円を含む)
券面金額	500 円及び 1,000 円
発行枚数	104 万枚 (500 円券 48 万枚、1,000 円券 56 万枚)
券種	(1)専用券:中小規模の取扱店でのみ使用することができ、大規模の取扱店では使用できない商品券 (500 円券) (2)共通券:すべての取扱店で使用できる商品券 (1,000 円券) ※大規模の取扱店とは、大規模小売店舗立地法に規定する店舗面積 1,000 ㎡を超える店舗 (市内に複数の店舗を有する場合は、取扱店登録店の合計面積とする)
販売単位	500 円の専用券 6 枚と 1,000 円の共通券 7 枚を 1 冊として販売
販売価格	1 冊 (10,000 円分の商品券) を 5,000 円で販売
使用対象外	(1)不動産や株式・先物・宝くじ等の金融商品 (2)たばこ事業法 (昭和 5 9 年法律第 6 8 号) 第 2 条第 3 号に規定する製造たばこ (3)図書券、プリペイドカード等の換金性の高いもの (4)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 (昭和 2 3 年法律第 1 2 2 号) (以下「風営法」という。) 第 2 条に規定する営業において提供される役務 (5)国及び地方公共団体への支払、若しくは各種公共料金等の支払 (6)医療保険、介護保険等の一部負担金 (処方箋が必要な医薬品を含む。) が適用されるもの (7)取扱店が使用を不可とした商品
使用期間	令和 8 年 6 月 1 日(月)～令和 8 年 10 月 31 日(土)
使用方法	取扱店が指定する商品の購入並びにサービスの提供などの代金の支払いに使用する
払戻し	応じない
失効等	(1)使用期間を過ぎた場合 (2)紛失、盗難及び毀損等による認証不能な場合

## (商品券取扱店に関する事項)

取扱店資格	蒲郡市内に立地する店舗・事業所を有し、蒲郡商工会議所の会員である事業所 ※風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条第 1 項に規定
-------	--

する営業を行うものは、商品券取扱店の対象から除外する

登録方法	(1)商品券の取扱いを希望する事業所は、期日までに所定の登録申請書などを蒲郡商工会議所に提出する (2)複数店舗(支店等)を持つ事業所については店舗毎に登録申請書を提出する (3)蒲郡商工会議所は、申請内容を確認し、内容等に不備がなければ取扱店証明書を発行する
募集期間	令和8年3月20日(金)から令和8年4月30日(木)まで 募集期間を過ぎても随時申込は受け付ける
取扱店責務	(1)商品券の受取を拒んではならない (2)商品券の再利用、譲渡及び売買を行ってはならない (3)換金目的で自ら商品券を購入してはならない (4)蒲郡市プレミアム付商品券発行事業実施要綱を遵守すること
登録料	無料
つり銭	応じない
使用限度	なし
交付物	ステッカー(専用券・共通券使用区分表示)、取扱店証明書、商品券の見本、換金請求書、換金郵送用封筒、のぼり、ポスター

#### (商品券販売に関する事項)

販売総数	80,000冊
抽選申込	蒲郡市民に限定して事前申込者を対象に抽選を実施 紙面による申込およびインターネット経由による申込 当選者にはプレミアム付商品券の販売引換券を発送
申込期間	令和8年4月1日(水)から令和8年4月10日(金)
販売期間	令和8年6月1日(月)から令和8年6月11日(木)の平日 令和8年6月13日(土)・14日(日) 令和8年6月15日(月)
販売方法	販売引換券を持参した者に1人最大4冊まで販売する 引換券を回収
販売者	商品券は、原則として蒲郡商工会議所が販売を行う 但し、必要に応じて蒲郡商工会議所が認める事業者・団体に販売業務の一部を委託することができる
販売場所	販売期間中(6/1~6/11)の平日 9:00~16:00 (1)蒲郡郵便局 (2)形原郵便局 (3)蒲郡駅前郵便局 (4)蒲郡大塚郵便局 (5)三河西浦郵便局 (6)塩津郵便局 (7)本町郵便局 (8)蒲郡豊岡郵便局 販売期間中(6/2~6/4)の平日 10:00~16:00 (1)三谷公民館 販売期間中(6/13・6/14)の休日 10:00~19:00 (1)蒲郡商工会議所 最終販売日(6/15) 9:00~16:00 (1)蒲郡商工会議所 販売残数がある場合は、2次販売を可能とする

#### (商品券換金に関する事項)

換金者	商品券は、原則として蒲郡商工会議所が換金を行う
-----	-------------------------

但し、必要に応じて蒲郡商工会議所が認める事業者・団体に換金業務の一部を委託することができる

---

換金手続	(1)所定の換金請求書に記入の上、使用済み商品券を指定封筒に同封して郵送する 使用済み商品券が大量の場合は、宅配等による配送も可能とする (2)換金受付の締切日(2回/月)までに蒲郡商工会議所に届いた分について、8営業日以内に取扱店指定の預金口座へ振込 (3)換金請求書への記入漏れや違算(申請数と使用済み商品券数が異なる事)、破損商品券に判断を要する事案が生じた場合は次回の締切日の対応となる場合がある
換金締切日	令和8年6月から10月 原則月2回 令和8年11月 1回 計 11回
振込手数料	取扱店の負担はなし

---